

「生きる」を創る。



アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



○アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでも  
ご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように保管する必要がありません。

## 照会・相談・苦情などのご連絡先

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

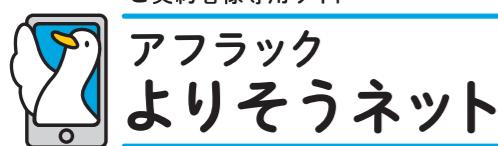
アフラック  
コールセンター

通話料  
無 料

**0120-5555-95**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、  
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト  
**アフラック  
よりそうネット**



ご登録はとってもカンタン!  
まずは下記より登録ページへアクセスし、  
ご登録ください。  
[かんたんアフラック 検索](#)

※法人契約の場合はご利用いただけません。

## 《保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください》

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「介護保険」です。

「保険種類のご案内」は当社の営業部・支社および募集代理店にございますので  
お問い合わせください。

ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは  
<募集代理店>

- 本冊子に記載の保障内容などは、2025年9月現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

<引受保険会社>

**Aflac**  
アフラック

アフラックは代理店制度を採用しています。  
募集代理店は、当社以外の保険商品を取り扱いできる場合があります。  
詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル  
URL <https://www.aflac.co.jp/>

# お申込みいただく前に

## 契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

介護状態に合わせて保障する



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。  
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。



## 「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

### 本冊子

01 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」の特長	01
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	03
03 給付金のお支払いなど	04
04 契約者配当金・解約払戻金	06
05 保険料の払込方法	06
06 保険料払込経路(契約日など)	07
07 保険料に関する留意事項	08
08 お引受けの条件	08

### 契約概要

P.01~08

01 反社会的勢力に該当する場合	09
02 告知義務	10
03 お申込みの撤回または解除	11
04 保障の開始	12
05 お支払いできない場合	13
06 給付金などのご請求	14
07 ご契約の無効および失効・復活	15
08 解約と解約払戻金	16
09 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	16
10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	17
11 相談・照会・苦情の窓口	17

### 注意喚起情報

P.09~17

### その他重要事項

P.18

01 個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	18
-----------------------------------	----

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。

	条件など補足事項を記載しています。
	保険の専門用語などについて記載しています。

### ご契約のしおり・約款

#### ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

#### 約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

## 契約概要

- この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

- ご契約に際しては、「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

### 01 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」の特長

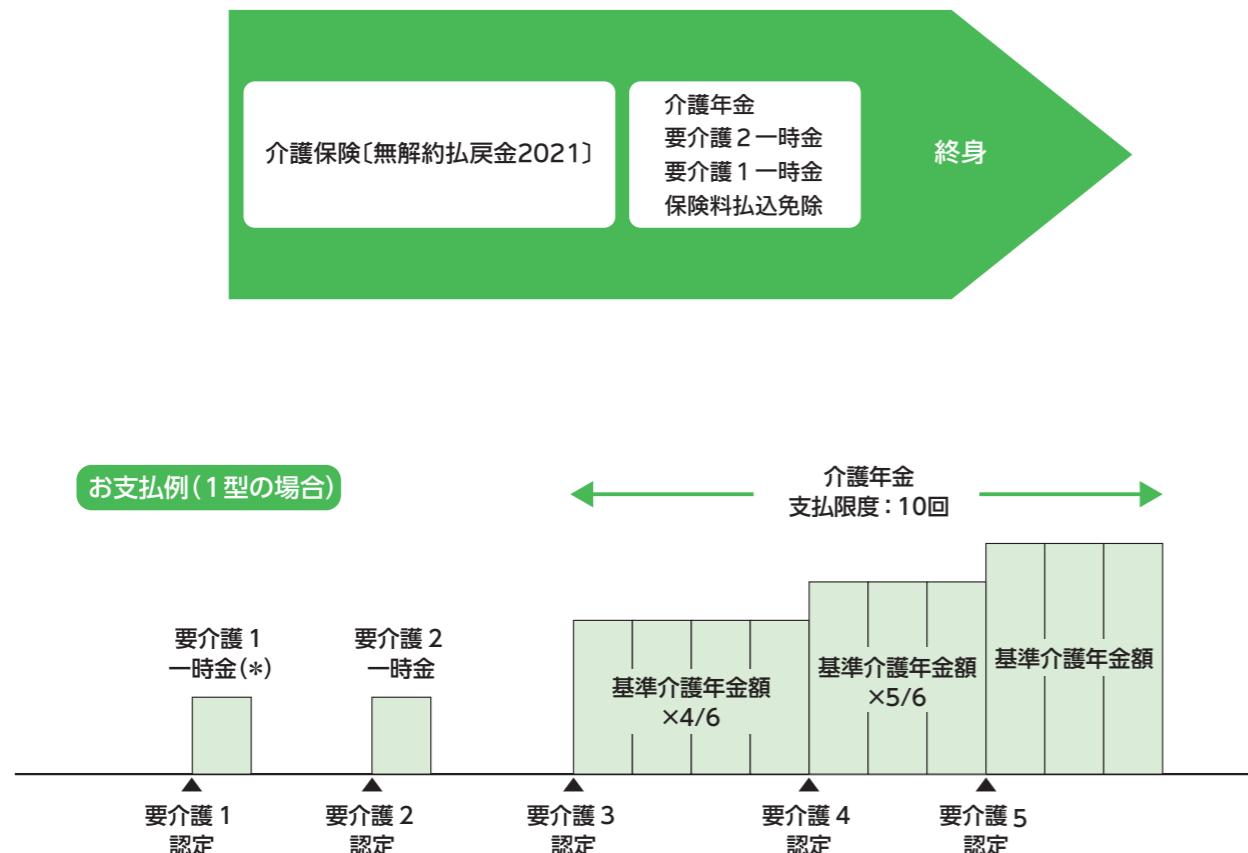
公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定された場合、または当社所定の要介護状態に該当した場合、給付金をお支払いする介護保険です。

「要介護1一時金」が支払われた場合、または当社所定の高度障害状態もしくは身体障害状態に該当した場合に、保険料のお払込みを免除します。

次ページへ続く

[前ページからの続き](#)

## 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」しくみ図



(\*)「要介護1一時金」が支払われた場合、以後の「アフラックのしっかり頼れる介護保険」の保険料のお払込みは不要となります。

※通算して10回目の「介護年金」が支払われた場合、10回目の「介護年金」の支払事由に該当した日にさかのぼってこの保険契約は消滅します。

※上記お支払例は、給付金支払の一例です。要介護認定の状況等によって変わります。

## 02 | 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間・保険料払込期間
アフラックのしっかり頼れる介護保険	介護保険[無解約払戻金2021]	終身

## ■「特別保険料率に関する特則」について

- 被保険者の健康状態によっては、本特則を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。
- 本特則の条件を付けてお引受けする場合、お客様宛てに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。
- 本特則を付加してお申込みいただいた場合でも、健康状態によっては、お申込みの契約について本特則を付加せずに、ご契約をお引受けする場合があります。
- 本特則のみを解約することはできません。

## ■「指定代理請求特約(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくは [しおり「指定代理請求特約」について](#)をご確認ください。

## ■「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、当社の定める日から保障を開始します。

▶▶保障の開始について、詳しくは [注意喚起情報 P.12~13](#)をご確認ください。

## ■「電子証券に関する特約」について

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。

▶▶詳しくは [しおり 保険証券などについて](#)をご確認ください。

## 03 給付金のお支払いなど

▶参照 しおり 「アフラックのしっかり頼れる介護保険」について

支払事由などについて詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「ご提案書」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護年金	<p>①第1回 つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度<sup>補足</sup>にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されたとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (a)日常生活動作における要介護状態(P.05 参照)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (b)認知症による要介護状態(P.05 参照)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>②第2回以後 第2回以後の介護年金支払基準日<sup>用語</sup>において、つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当したとき (ア)公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の状態に該当していると認定されているとき (イ)被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当しているとき (a)その日を含めて180日以上前から継続して日常生活動作における要介護状態(P.05 参照)に該当していると医師によって診断されているとき (b)その日を含めて90日以上前から継続して認知症による要介護状態(P.05 参照)に該当していると医師によって診断されているとき</p> <p>※支払事由①②ともに、(ア)および(イ)の両方に該当した場合は、(ア)の介護年金額をお支払いします。</p>	<p>※「介護年金」の支払額の型は、お申込み時にお選びいただけます(Aプランは1型、Bプランは2型です)。</p> <p><b>介護年金の支払額の型：1型</b> 支払事由(ア)の場合： 要介護5：基準介護年金額 要介護4：基準介護年金額×5/6 要介護3：基準介護年金額×4/6 支払事由(イ)の場合： 基準介護年金額×4/6</p> <p><b>介護年金の支払額の型：2型</b> 支払事由(ア)の場合： 要介護5：基準介護年金額 要介護4：基準介護年金額×2/3 要介護3：基準介護年金額×1/3 支払事由(イ)の場合： 基準介護年金額×1/3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年に1回</li> <li>・保険期間を通じて10回まで</li> </ul>
要介護2一時金	<p>つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態(P.05 参照)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態(P.05 参照)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p>	要介護2一時金額	1回限り
要介護1一時金	<p>つぎの①または②のいずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ②被保険者の年齢が満65歳未満の場合で、つぎのいずれかに該当したとき (ア)日常生活動作における要介護状態(P.05 参照)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき (イ)認知症による要介護状態(P.05 参照)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき</p>	要介護1一時金額	1回限り



「公的介護保険制度」とは

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく介護保険制度をいいます。

### 「日常生活動作における要介護状態」について

つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

(1) つぎの①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること

- ①寝返り
- ②歩行

(2) つぎの①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または

「全介助を要する状態」であること

- ①衣服の着脱
- ②入浴
- ③食物の摂取
- ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

### 「認知症による要介護状態」について

器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)の両方に該当する所定の認知症をいいます。

- (1)脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
- (2)正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)(2)(3)のいずれかに該当することをいいます。

- (1)常時、時間の見当識障害があること  
季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
- (2)場所の見当識障害があること  
今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
- (3)人物の見当識障害があること  
日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

### 保険料払込の免除事由

つぎのいずれかの免除事由に該当した場合には、その後の保険料のお払込みを免除します。

- ・「要介護1一時金」の支払事由に該当したとき
- ・当社所定の高度障害状態になったとき
- ・不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内に当社所定の身体障害状態になったとき

次ページへ続く ▶



●「介護年金支払基準日」とは

第1回：支払事由に該当した日

第2回以後：第1回の介護年金支払基準日の後の年単位の応当日

(介護年金支払基準日において「介護年金」の支払事由に該当せず、

「介護年金」が支払われなくなった後、新たに「介護年金」の支払事由に該当したときは、その日を新たな介護年金支払基準日とします)

◀前ページからの続き

## 保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 介護保険[無解約払戻金2021]

- 「介護年金」の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて直前1年内に「介護年金」が支払われたときには、「介護年金」をお支払いしません。
  - 通算して10回目の「介護年金」が支払われた場合、10回目の「介護年金」の支払事由に該当した日にさかのぼってこの保険契約は消滅します。
  - 被保険者が満65歳未満で「日常生活動作における要介護状態」または「認知症による要介護状態」により「介護年金」の支払事由に該当し、満65歳以上となった後もその状態が継続しているときには、第2回以後の「介護年金」の支払事由における被保険者の年齢の条件を適用しません。
  - 公的介護保険制度にもとづく要介護3以上の認定を受けていることを原因として「介護年金」の請求をされる場合、最初に要介護3以上に認定された日が介護年金支払基準日となります。
  - 「介護年金」の支払開始より前に、「要介護1一時金」や「要介護2一時金」が支払われていなかった場合は、第1回の「介護年金」と合わせて「要介護1一時金」、「要介護2一時金」をお支払いします。
- ※「要介護1一時金」、「要介護2一時金」、「介護年金」の支払事由に定める被保険者の年齢が満65歳未満の場合の支払要件は、いずれも同じ要介護状態を指します。

▶記載以外のお支払いできない場合などは、[注意喚起情報 P.13](#) をご確認ください。

## 04 | 契約者配当金・解約払戻金

「アフラックのしっかり頼れる介護保険」には、**契約者配当金、解約払戻金はありません。**

## 05 | 保険料の払込方法

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年末満は切捨)によって決まります。
  - 具体的な保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。
- ▶保険料払込期間について、詳しくは[02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#)  
[P.03](#)をご確認ください。

## 払込方法

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

※保険料の払込経路 [用語](#) によっては払込方法が限定される場合があります。

## ●「払込経路」とは

保険料を払い込む方法(経路)のこと、「個別取扱(口座振替など)」「団体・集団取扱(給与控除または集金代行)」などがある。

## 06 | 保険料払込経路(契約日など)

▷参照 [しおり](#) 保険料のお払込について

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。

▶▶保障の開始について、詳しくは[注意喚起情報 P.12~13](#) をご確認ください。

## 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。

詳細は、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

## 個別取扱(月払)

- 契約日：申込みおよび告知がともに完了した日<sup>(\*)1</sup>の属する月の翌月1日  
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- (\*)1申込みの完了とは、当社が申込書を受領したことをいいます。  
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

## 団体・集団取扱(月払)

- 契約日：第1回保険料払込日の属する月の1日(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

## 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

## 個別取扱(月払)

- 1 | 第1回目の保険料から口座振替の場合
- 契約日<sup>(\*)2</sup>：申込み・告知と第1回保険料振替がともに完了した日  
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- (\*)2 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合、契約日は「申込み・告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した日の属する月の翌月1日」となります  
(この日の満年齢で保険料が決まります)。

## 2 | 第1回目の保険料は払込み、以後の保険料は口座振替の場合

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日  
(この日の満年齢で保険料が決まります)

## 団体・集団取扱(月払)

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みがともに完了した日の属する月の翌月1日  
(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお払込みいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお払込みいただきます。

## ⊕補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます  
(保険料は個別料率に変わります)。

## 07 | 保険料に関する留意事項

### 保険料払込免除

- つぎのいずれかの免除事由に該当した場合には、その後の保険料のお払込みを免除します。
  - ・「要介護1一時金」の支払事由に該当したとき
  - ・当社所定の高度障害状態になったとき
  - ・不慮の事故によるケガによって、その事故の日からその日を含めて180日以内に当社所定の身体障害状態になったとき
- ▶▶詳しくは [しおり「アフラックのしっかり頼れる介護保険」のお支払について](#)をご確認ください。

### 保険料の前納

一定期間の保険料をまとめてお払込みいただく前納制度があります。

▶▶詳しくは [しおり 保険料の前納](#) をご確認ください。

### 累計払込保険料について

ご契約年齢などによっては、契約後短期間で受取可能な給付金総額が累計払込保険料総額を下回る場合がありますのでご注意ください。

## 08 | お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術を勧められている方、今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定をうけたことのある方、または申請をしたことがある方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります（法人契約は除きます）。
- 被保険者の健康状態などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。  
また、被保険者の健康状態によっては、「特別保険料率に関する特則」を付加することで、ご契約をお引受けする場合があります。「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客様宛てに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

### ● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフラックコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

▶▶詳しくは [注意喚起情報 P.17](#) をご確認ください。

# 注意喚起情報

- 1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 2 ご契約に際しては「契約概要」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

## 01

### 反社会的勢力に該当する場合

#### 反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力<sup>(\*)1</sup>に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>(\*)2</sup>を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力<sup>(\*)1</sup>に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>(\*)2</sup>を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

(\*)1) 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(\*)2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもあります。

02

## 告知義務

▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することができます。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態など「告知書」上で当社がおたずねするところについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

## +補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることができます。**
- ・当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

## 既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増してお引受け
- お申込みをお断り



「告知義務違反」がある場合、  
ご契約を解除することができます。

## 「告知義務違反」として保険契約を解除することができるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
- 責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年内に生じていた場合

上記の場合、給付金などの支払事由が生じっていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じっていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除用語** の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。



## ●「解除」とは

保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

03

## お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの撤回または解除ができます。

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、**8日以内の消印有効**)であれば、ご契約のお申込みの撤回**用語**またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)することができます。(クーリング・オフ制度)

## ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合

ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日  
(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお払込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)

## ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日  
(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)

- お申込みの撤回等をした場合には、お払込みいただいた金額をお返しします。

## 【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合  
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

**アフラック  
ホームページ** <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは  
こちらから

## ●郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

## 〈記入項目〉

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①記入日                | ⑤契約者の住所・電話番号         |
| ②撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥被保険者名               |
| ③契約者の自署・フリガナ        | ⑦保険種類                |
| ④契約者の生年月日           | ⑧証券番号 (不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

## 〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号  
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、  
お申込みの撤回等ができません。

- すでに契約したご契約の内容を変更する場合



## ●「撤回」とは

ご契約のお申込み後に、申込者がご契約のお申込みを取り下げるこ

# 04

## 保障の開始

### 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。  
当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

#### 1.「責任開始期に関する特約」を付加した場合

##### 個別取扱

責任開始期：申込みおよび告知がともに完了した時<sup>(\*)1</sup>

(\*)1 申込みの完了とは当社が申込書を受領したことをいいます。  
電子申込みの場合は、「申込書の作成を完了し、申込データを保存した時」を指します。

##### 〈例〉



責任開始期

##### 団体・集団取扱

責任開始期(日)：第1回保険料の払込日の属する月の1日

##### 〈例〉



責任開始期(日)

#### 2.「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

##### 個別取扱、団体・集団取扱 共通

責任開始期：告知および第1回保険料の払込みがともに完了した時<sup>(\*)2</sup>

(\*)2 第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、「告知およびクレジットカードの有効性の確認がともに完了した時」となります。

##### 〈例〉



責任開始期

##### 補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

# 05

## お支払いできない場合

▶参照 しおり お支払いできない場合について

### 給付金などを お支払いできることあります。

- 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより公的介護保険制度における要介護認定がされたとき
- 責任開始期より前に発病した病気、責任開始期より前に生じた不慮の事故によるケガにより「日常生活動作における要介護状態」「認知症による要介護状態」に該当したとき
- 公的介護保険制度の要介護認定で、「要支援1・2」「非該当(自立)」と認定されたとき
- 約款に定める「日常生活動作における要介護状態」「認知症による要介護状態」などの要件を満たさないとき
- 告知内容が事実と相違し、告知義務違反によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効  している場合
- 保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的によりご契約が無効になった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 免責事由に該当した場合
  - 〈例〉保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - 上記以外にも、給付金などをお支払いできることあります。
  - ▶詳しくは [契約概要 P.04~06](#) のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

##### 用語

###### ●「失効」とは

保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること  
(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

## 給付金などのご請求

▶参照 しおり ご契約後について

給付金などのご請求の際は、当社  
または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

**インターネットの場合**

アフラックホームページ

こちらから  
アクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



保障対象など給付金請求に関する詳しい情報を掲載しています。  
原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

給付金デジタル 請求サービス <small>パソコン スマートフォン</small>	インターネット上で給付金請求手続きを 完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。
請求書類のお取り寄せ <small>パソコン スマートフォン</small>	請求書類を郵送にてお取り寄せ いただけます。
請求書類のダウンロード <small>パソコン</small>	一部の請求書類をダウンロードして いただけます。

**お電話の場合**

アフラック 保険金コンタクトセンター

**0120-555-877** 通話料  
無料

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>

年中無休(24時間受付)

<オペレーターによる受付>

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00～17:00

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**  
ご不明な点がある場合は上記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要 P.04~06** のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。
- ▶詳しく述べる「**指定代理請求特約**」についてをご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

**補足**

契約者の住所などを変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができない場合があります。

07

## ご契約の無効および失効・復活

▶参照 しおり 保険料のお払込について

保険料のお払込みがない場合、ご契約が  
無効または失効することがあります。

**ご契約の無効および失効**

保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。

**「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について**

- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけなくなることがあります(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)。

**第2回以後の保険料について**

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効します。**
- ▶詳しく述べる「**しおり 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効**」をご確認ください。

**ご契約の復活**

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、**ご契約の復活を請求できます。**この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、健康状態などによってはご契約の復活はできません。

- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の払込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活の取扱いはありません。

08

## 解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は  
保険種類などによって異なります。

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されると、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約払戻金は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによって異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

09

## 新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって  
不利益となることがあります。「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につぎの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為などが適用の対象となります。

▶詳しくは [02 告知義務](#) [P.10] をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。



**健康状態などによってはお引受けできません。**

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶参照 [しおり](#) その他生命保険に関するお知らせ

## 当社は「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
  - 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。
- ▶詳しくは [しおり「生命保険契約者保護機構」について](#) をご確認ください。

## 生命保険契約者保護機構

📞 03-3286-2820 受付 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00, 13:00～17:00  
時間 ※祝日・年末年始を除きます。  
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

11

## 相談・照会・苦情の窓口

## お客様の相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

## アフラックコールセンター

通話料 無料 0120-5555-95 受付 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00  
時間 [土曜日] 9:00～17:00  
※祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

## 一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

# その他重要事項

この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせて**ご確認いただきたい補足的情報**をまとめています。

ご契約に際しては「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

## 01 | 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

### プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

